

KYOTO UNIVERSITY

Campus Life News

2020.7.31.Fri No.45

「飲み会・会食」の自粛を

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が「第2波」と呼ばれるような猛威をふるい始めていることは、学生諸君も報道などで十分承知しておられることと思います。京都大学の危機対策本部は7月27日に活動制限のガイドラインを「2（一）」から「2」に引き上げ、7月31日には学生諸君に向けた「新型コロナウイルス感染症の予防のために（注意喚起）」【第3版】を公表しました。その変更の理由の1つとなったのが、本学でのクラスター（集団感染）の発生でした。この機会にすべての学生諸君に対して、あらためて注意喚起をしておきたいと思います。

■本学で初めてのクラスター発生

PCR検査の結果、7月24日に本学学生5名が新型コロナウイルスに感染していることが判明し、クラスター（集団感染）が発生してしまいました。しかし、PCR検査を受検した者は50名を超えており、5名を除いて残りは陰性とされたとはいえ、少なくとも2週間の経過観察が必要とされています。

このクラスター発生は本学の課外活動団体におけるものでした。最初の陽性者となった学生の濃厚接触者と認定された者の多くが、所属していた課外活動団体のメンバーだったために、保健所によりPCR検査が課されて陽性者4名が判明したのです。

5名の陽性となった学生諸君はいずれも、幸いなことに重症化はしていません。新型コロナウイルスでは若い人々ではあまり重症化しないとされています。しかし、感染することの危険は自身が重症化することだけではなく「他人を重症化させてしまうかもしれない」という点にあることを、もう一度自覚してほしいと思います。感染させてしまった人がまた他の人に感染させ、死をもたらす場合もあるのです。想像力を持たねばなりません。

学生諸君は自身の健康を守るためだけでなく、「他人に感染させない」行動をとる責任も負っていることを、もう一度あらためて、深く自覚してください。

■飲食の場の危うさ

今回のクラスター発生に至った感染経路は厳密には不明というべきかもしれませんが、課外活動中の濃厚な身体的接触によることが考えられます。しかし、課外活動そのものではなく、活動終了後などのメンバー同士の「会食」が感染の機会となったことも強く疑われています。

友人同士での昼食や先輩後輩との飲み会は楽しいものです。キャンパスライフの重要な一面であり、若い学生諸君の成長の機会ともなり将来の人生を決めるような出会いの場かもしれません。しかし、ウイルス感染拡大防止の観点からは、飲食をともにする会話の場（会食）は極めて危険な場なのです。会食では当然マスクを外すことになり、どうしても近い距離において大きな声で会話を交わすことになりがちです。飛沫感染が主体とされている新型コロナウイルスが飛び交う場が会食なのです。その場が飲食店なのか下宿なのかも関係がありません。

本学のすべての学生諸君には、会食の場が「他人を感染させ死をもたらすかもしれない自分になる」場であることを、十分に認識して行動することを強く要請します。

■我慢の限界かもしれないが・・・

今回のクラスター発生は課外活動を機会としたものでしたが、会食の危険性は課外活動だけの問題ではありません。学生諸君の誰もが感じる誘惑です。コロナ禍も半年近くになり、オンラインの授業や試験のストレスもあるでしょうし、会食の場への誘惑はますます強くなっていると思います。定期試験明けの飲み会を我慢するのは無理だと感じているかもしれません。

しかし、繰り返しますが、現在のコロナの状況では、自らの命を守りつつ他人を感染させないためには、もうしばらくの我慢が必要です。京大生としての深い認識と想像力を持つこと、そして賢明な行動をとることを期待しています。

学生担当理事 川添 信介

2020 年度後期授業料免除の出願手続きについて

【重要】今後は、日本人学部学生に対する入学金・授業料免除は、原則、新制度によることとなります。現行制度は、新制度の申請資格を満たさない学生や、新制度において1/3免除、2/3免除になった学生に対して、半額免除・全額免除となるよう差額を補填するためのものです。新制度の申請資格を満たすにも関わらず、現行の授業料免除制度に対してのみ申請することは認められません。

「家計が苦しくて授業料が払えない…」など、授業料免除の申請を希望する場合は、以下の期間内に必ず所定の手続きを行ってください。

■申請スケジュール

- ・以下の「①一次申請（WEB入力）」、「②二次申請（出願・書類提出）」まで全て終えて手続き完了となります。
- ・どちらか1つでも申請期間を過ぎた場合は一切受付できませんので、申請は無効となります。

①一次申請（WEB入力）	
申請期間	<p>9月14日（月）12時～10月4日（日）17時（厳守）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学金免除・徴収猶予は入学手続き時に事前申請も必要です。 ・前期に二次申請を行わなかった場合、システムの都合上、申請データが削除されておりますので、後期に申請を希望する場合は、再度一次申請を行ってください。 ・この期間に一次申請をしていない場合は、二次申請はできません。
申請方法	<p>在学学生</p> <p>WEB手続 (KULASIS TOP ページ「授業料免除等申請システム」)</p>
	<p>大学院の 新入生 (※)</p> <p>WEB手続 (入学予定者サイト Home 画面「経済支援について」よりリンク) ・10月1日（木）8時30分以降は、KULASIS TOP ページ「授業料免除等申請システム」から申請してください。(入学予定者サイト経由で一次申請済の場合、再度の一次申請は不要です) ※2020 年度後期に本学の修士課程や博士（後期）課程等に入進学予定の在学学生は、「大学院新入生」に含まれます。</p>

↓

②二次申請（出願・書類提出）	
申請期間	<p>10月5日（月）9時～10月9日（金）17時（厳守） (郵送の場合、必着です。)</p>
申請方法	<p>書類手続 (提出時に「提出用封筒」を受け取り、封筒に必要事項を記入のうえ、書類を入れて、所属学部・研究科等の教務担当窓口または学生課奨学掛窓口へ提出してください。)</p>

2020 年度後期手続きの詳細



高等教育の修学支援新制度の詳細



【問い合わせ先】

- 担当掛
教育推進・学生支援部学生課奨学掛
TEL：075-753-2536
- 事務室
本部構内総合研究10号館1階
- 開室時間
平日（祝日を除く）9：00～17：00

公式 Twitter 、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長
問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課
〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567
URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>